細川忠利所用甲冑の寄贈について

木山 貴満

当該甲冑が肥後細川藩初代藩主である細川忠利所用のもので、 平成二十九年八月、 本稿ではこの細川忠利所用甲冑について概略を示し、その紹介を行う。 市民の方より熊本博物館 (以下、 当館) へ近世期の甲冑を一領ご寄贈いただいた。受け入れ後に行った調査の結果、 明治維新後に旧家臣へと預けられたものの一つであることが明らかとなっ

甲冑寄贈に至る経緯は、次の通りである。

まず、ご所蔵者の方から当館へお電話で資料に関するご相談をいただいた。

ご自宅で甲冑を所蔵しておられること。

詳しくお話をうかがうと、以前は毎年虫干しをして大事にしていた甲冑であったことや、鎧櫃等に「細川忠利公から拝領した」という由 平成二十八年熊本地震で家屋が傷んだため、復旧工事を予定。工事の影響も考えられえるため、当該甲冑を屋外へ出したいこと。

来を示すような墨書が見られるということも合わせてご教示いただいた。

贈いただけることとなった。寄贈をいただいた甲冑は残念ながら佩楯を欠失していたが、その他の各部は揃っている状態であった。 青文庫所蔵の歴代藩主甲冑にも見られる整理用木札と共通するものと思われた。その後、ご所蔵者のご好意により、 造作が極めて丁寧なものであることが看取された。また、「忠利公」「十四番」と墨書された木札が附属していたが、これは公益財団法人永 当該甲冑に関する「藩主忠利所用の甲冑」という伝来情報は十分信用に値すると思われたものの、この時点では飽くまで「伝来」に過ぎ その後、ご自宅へお伺いし、現物を拝見させていただいた。一見して(当館で所蔵している一般藩士所用の甲冑と比較して)甲冑各部 当該甲冑を当館へご寄

言い難いだろう。 二十四年(二○一二)、熊本県立美術館によって実施された永青文庫所蔵武器・武具類資料⁻の調査によると、忠利所用と伝わる甲冑は七 なかった。 順所用と並んで最多に類する。 兜は四領が確認されている。 しかし、 担当者としても当該甲冑の造作レベルの高さと、忠利由来という伝来情報はやはり気になるところであった。 同調査では藩主所用甲冑として五十一領が数えられている。が、忠利所用の七領という数は幕末期の藩主 しかし、 忠利所用甲冑は兜、 籠手、臑当等を欠失している甲冑も多いため、 単純に多数が残っているとは 平成

資料受領後の一〇月二〇日、 甲冑研究を行っておられる西岡文夫氏 (西岡甲房) のご好意により、熊本市内で甲冑現物をご確認いただい

た。 西岡氏とともに検めた当該甲冑に関する所見は、 次の通りである。。

縹糸威二枚胴具足

(兜 黒漆塗越中形兜鉢 大水牛脇立付 (覆袋附属

鞍は鉄板物銀箔押革包紅糸威五段

※脇立貼紙墨書 「妙解院様 拾四番

鉄錆地鑢目刻み烈勢頬、 裏朱漆塗 垂は黒漆塗切付盛上小札紅糸威四段

胴 鉄栗色皺革包縹糸菱綴二枚胴 腰鎖付

(草摺) 練革伊予札縹糸素懸威五段、 裾に熊毛植

但し、 射向の草摺で 一間は銀箔押紅糸毛引威

(籠手) 銀箔押小篠繋越中籠手

(臑当) 鉄黒漆塗七本篠

(全体構成) 兜、 頬当、胴、 籠手、 臑当、 草鞋。 佩楯は欠失

(その他附属内容物) 晒布

(墨書

「九州肥後熊府住

/細川越中守内伊藤次郎藤原義隆」)

全体的に経年劣化。 水牛脇立は二点とも中途に折れを補修した痕跡あり。

胴部は皺革剥離が諸所に見られ、 露出した鉄地の錆も目立つ。射向の草摺二枚は威糸の劣化により揺ぎ糸部分が脱落。 籠手の

漆剥落、 臑当の鎖切損

に見られる「伊藤」 川家へ仕えていた。 臣となった家柄である(現ご当主が十三代目)。諸種の侍帳☆で確認する限り、江戸時代は一○○石~二○○石取の同姓数家が藩士として細 次に、 当該甲冑の伝来状況に関する調査も合わせて行った。ご所蔵者の家系はいわゆる「丹後以来」、つまり細川家丹後統治時代より家 寄贈当初はご所蔵者家での伝来通り、 姓と異なる点がやや疑問として残った。 同家に代々伝来したものかと思われたが、附属する晒布 (具足箱内容物) の墨書

また、 当該甲冑に関連するものとして、永青文庫資料「御甲冑等之図 (歴代藩主等の甲冑等目録)上"」 の記録も興味深い。 掲載写真

一コマ目に見られる「忠利公」の甲胄図が、 今回寄贈された甲冑の特徴と合致するのである。

旧家臣へと預けていた甲冑が名家に現存していた例が確認された。。 永青文庫に残る預かり証書と合わせて詳細な検討を近時加えられた。今村氏の研究によると、概略は左の通りである。 平成二十八年熊本地震以来、 動産文化財のレスキューを主眼とした文化財レスキューが実施されるなかで、 この旧家臣預かり甲冑について永青文庫研究センター 明治維新後細 の今村直樹氏 Ш

作成されている。。 臣たちの政治的立場(「学校党」「実学党」「勤王党」等の党派) 青文庫中に現存する旧家臣たちの甲冑預かり証書は、総数二○三通もの数が計上されている。今村論文ではこれら預かり証書から一覧表が 明 初熊本城内に屯営を置いた鎮西鎮台は、 頃から翌五年四月までの間、 治五年四月以降、 明治四年(一八七一)七月十四日の廃藩置県後、 今村氏は表全体を分析し、甲冑を預かった旧藩士たちは一○○~三○○石取以下の下級家臣が多く見られること、 細川家から歴代当主甲冑類が旧家臣たちへ多く預けられることとなったのである。 旧家臣から細川家へ寄せられた甲冑預かり願いは現存するだけでも一○○件以上に及ぶという。さらに、永 明治五年正月に「城中大砲・器械等」を「外庫」へ搬出することを指示している。 従来熊本城小天守で保管されていた、 に偏頗なく預けられたことなどを指摘している。 細川家歴代当主甲冑等の保管が問題となった。 今村氏の調査によると、 こうしたなか、 明治四.

ご所蔵者の家宅へと移動したものか定かではないが、何らかの事情により所蔵先を変え*、以後はご所蔵者宅において大事に保管されてき たものと考えられた。 これらの一致状況からすると、もともと寄贈された甲冑は明治五年三月、 介されているx。 れるのである。 名が注目される。 さて、 この預かり証書一覧表を観ずると、 さらに、 寄贈甲冑はこうした危機も乗り越え、伝来したものであることが確認された。 今回当館へ寄贈された甲冑に附属する晒布墨書「九州肥後熊府住/細川越中守内伊藤次郎藤原義隆」との関係が考えら なお、 同 一覧表の「預かった甲冑類」 今村論文では旧藩士へと預けられた甲冑類が、 明治五年(一八七二)三月七日に甲冑を預かっている、番号6「伊藤一革」(知 欄には 「忠利一四番具足一領」とあり、これも寄贈甲冑に附属する木札と一致するエ゚ 旧藩士の伊藤家が預かったものと思われる。 明治十年(一八七七)の西南戦争による戦災で焼失した例も紹 いつごろ伊藤家から 行一二五 石

いえるだろう。 永青文庫に残る預かり証書と一致し、維新後も藩士家で大事に保管されてきた経緯などが明らかとなった。 以上、 (重な甲冑を永く後世へと伝えていきたい。 寄贈甲冑は藩主細川忠利所用のものであった可能性が極めて高く、 現状のままでは威糸の劣化等により展示等が困難だが、当館では今後必要な修復を行ったうえで公開する機会を設け、 近世初期の大名所用甲冑の作例としてとても貴重であること、 その資料的価値は極めて高いと

甲冑とともに安政五年(一八五八) に作られた、 稚児用の祝い着もご寄贈いただいた。こちらも当時の武家における出 産祝い の様

子をうかがうことができる興味深い資料である。改めてご所蔵者の方には貴重な資料をご寄贈いただいたことに対し、篤く御礼申し上げる。

熊本県立美術館『永青文庫所蔵資料調査報告書 第一集 ―武器と武具―』(二〇一二年)。 以下、 『調査報告書』

ii うち一領は江戸後期に製作された、細川頼有所用大鎧の複製(前掲『調査報告書』)

ⅱ なお、各部名称については「御甲冑等之図(歴代藩主等の甲冑等目録 上」(永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書 故実・武芸編』所収、吉川公文館、 二〇一四年)を参考にした。

iv松本寿三郎編『熊本藩侍帳集成』(細川藩政史研究会、一九九六年)

V整理番号一三二―一「御甲冑等之図(歴代藩主等の甲冑等目録)上」(前掲『永青文庫叢書 故実・武芸編』)。なお、この「忠利公」甲冑は同資料の巻頭から数え て十四番目に当たる。 附属木札の墨書番号と一致しており、木札番号は「御甲胄等之図」掲載順と対応している可能性が指摘できる。 高浜州賀子氏は同書 「解説」

において、 前掲『調査報告書』に収載されている現存甲冑と、「御甲冑等之図」との対照表を作成されたが(前掲『永青文庫叢書 故実・武芸編』、二三〇頁)、やは

り当該「忠利公」甲冑については記載が見られない

vi熊本日日新聞 平成二十九年四月二十三日掲載記事

vii 今村直樹「廃藩置県後の細川当主所用甲冑と旧家臣」(永青文庫研究センター年報第九号、二〇一八年三月

VIII 前掲今村論文【表3】。本論とは直接関係しないが、熊本博物館では旧藩士吉田家に伝来した「細川治年元服具足」を所蔵している。当該具足も【表3】の番号18 「熊本縣士族 吉田如雪」が預かった「治年一番具足一領」と一致する可能性が高い。

ix なお、前掲『調査報告書』で記録されている、忠利所用各甲冑の附属木札は以下の通り。

「4 銀札啄木糸射向紅威丸胴具足」=木札「忠利公/八番」

「5 紺糸威黒漆五枚胴具足」=木札無し

「6 栗色革包紺糸射向紅威二枚胴具足」=木札「忠利公/十二番」

「7 栗色革包紫糸威横矧胴具足」=木札無し

「8 黒革包茶糸威二枚胴具足」=木札「忠利公/拾九番」

。栗色革包横矧二枚胴具足」=木札無し。ただし櫃貼紙墨書「十六」「忠利公」

黒糸威腹当」=木札「忠利公/二十五番」

布が残されていた点が気になるところである)。 寄贈された忠利甲冑も一度細川家へ返納されたあと、改めて寄贈者の家へ預け替えられた可能性も考えられる(ただし、この場合鎧櫃内に「伊藤」姓を記した晒 前掲今村論文では、旧藩士居宅での甲冑類保管が困難となった例や、もはや世情が安定したという理由で預かり甲冑の返納が行われた例も紹介されている。今回

xi前掲今村論文二七ページ。なお、同論文中では預かり甲冑の前提として、文化十年(一八一三)に天守方が作成した「御武具帳」 主所用甲冑類の台帳)が、「表2」としてまとめられている。この中で妙解院(忠利)甲冑は、全五三領中二二領と突出している。前掲『調査報告書』でも忠利所 (天守方が保管・管理した歴代当



兜(黒漆塗越中形兜鉢 大水牛脇立付)



頬当(鉄錆地鑢目刻み烈勢頬)



胴(鉄栗色皺革包縹糸菱綴二枚胴) 草摺(練革伊予札縹糸素懸威五段、 裾に熊毛植)



「忠利公」



「拾四番」



「九州肥後熊府住 細川越中守内伊藤次郎藤原義隆」